

議第 90 号

財産の譲与について

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産

【建物】

所在地	建物名称	構造	延べ床面積
下呂市火打1820番地	下呂市火打集会所	木造一部・鉄骨一部二階建て	257.53㎡

2. 譲与する相手方

下呂市火打 1820 番地

火打町内会（認可地縁団体） 代表者 細 江 幹 雄

3. 譲与する理由

下呂市の公の施設見直し方針に基づき、公民館、集会場等の施設で地域に利用が特定される施設については、譲与を基本としており、施設所在地の上記団体と合意に達したので譲与するもの。

4. 譲与する日

平成 30 年 7 月 1 日

平成 30 年 6 月 1 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるもの。